

## 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）有料広告の掲載に関する要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、本会がインターネット上に公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）の広告の掲載について、別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第 2 条 ホームページに掲載する広告(以下「広告」という。)の種類は、バナー広告とする。

2 広告（広告掲載の決定を受けた者が指定したホームページ、又はウェブサイト（以下「広告のリンク先ホームページ」という。）の内容を含む。）は、要綱第3条に定めるもののほか、本会の広報媒体としての公共性、品位を損なうおそれがないものとする。

(広告の規格及び掲載位置)

第 3 条 広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（アニメ可、透過GIF不可）、JPEG、PNG
- (3) 容量 4KB以内
- (4) その他 画像のスライス不可

2 広告掲載の位置は、ホームページのうち本会が指定する位置とし、枠数は8枠とする。ただし、8枠以上の申込みがあれば、枠数を変更することができる。

3 広告の掲載は申込み順とし、掲載位置は上段左を基準として本会が指定する。

(広告掲載の期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、12月を限度とする。ただし、当該期間は、年度を超えることはできない。

(広告掲載料)

第 5 条 広告掲載料は、1枠当たり月額1,000円とする。ただし、6月以上継続して掲載する場合は、5パーセント相当額を、12月継続して掲載する場合は、10パーセント相当額をそれぞれ月額料金から割引くものとする。

(広告の募集)

第 6 条 広告の募集は、本会広報紙及びホームページにおいて行う。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告掲載申込者は、広告掲載申込書(様式第 1 号)に次の書類を添付して、会長に申し込むものとする。

(1) 会社概要等、業務内容がわかるもの

(2) 資格、免許等を必要とする業種については、資格を証する書面、免許証の写し等の書類

(広告掲載の決定等)

第 8 条 会長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、要綱第 6 条の規定により広告掲載の可否を決定し、広告掲載申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 9 条 広告原稿は、広告主の負担で作成し、会長が指定する方法及び期日までに提出しなければならない。

(広告主の届出義務)

第 10 条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ホームページ広告掲載中止・変更届(様式第 2 号)により、速やかに会長に届け出なければならない。ただし、第 1 号に該当するときは、やむを得ない理由がある場合を除き、広告の掲載を辞退する日の 2 月前までに届け出なければならない。

(1) 広告の掲載を中止し、又は辞退するとき

(2) 広告の内容を変更するとき

(3) 広告のリンク先ホームページの URL (アドレス) を変更するとき

(4) 広告のリンク先ホームページに障害等が発生したとき

(5) 前各号に定めるもののほか、広告掲載申込書又は提出資料等の内容に変更があったとき

(広告掲載の中止又は取消し)

第 11 条 会長は、要綱第 8 条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 会長が指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき

(2) 前条第 1 号の届出があったとき

(3) 前条第 4 号の障害が長期に及ぶとき

(4) 広告及び広告のリンク先ホームページの内容等が、広告掲載申込時から変更され、第 2 条の規定に反する状態になっていると認められるとき

(5) 前各号に定めるもののほか、広告掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消す必要があると認めるとき

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、本会の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額を還付する。

(補 則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

(改正 平成23年5月27日 様式1号 一部改正)

附 則

この要領は、平成28年9月15日から施行する。

(改正 平成28年9月15日 第5条 一部改正)

## 別 表

1月当たり閉鎖時間	還付する金額
12時間以上24時間未満	月額広告掲載料を当該月日数で除した金額(1円未満切捨て、以下同じ)
24時間以上480時間未満	月額広告掲載料を当該月日数で除した金額に、当該月の閉鎖時間を24で除した数(端数切上げ)を乗じた金額
480時間以上	月額広告掲載料相当額

様式第 1 号

年度ホームページ有料広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

会 長 宛

(申込者)

所在地 (住所) \_\_\_\_\_

名 称 (氏名) \_\_\_\_\_ ⑩

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

佐倉市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載取扱要領第 7 条の規定により、必要な書類を添えて、次のとおり申し込みます。

1. リンク先のホームページアドレス	http://
2. バナー広告の内容	<input type="checkbox"/> 添付の広告原稿のとおり <input type="checkbox"/> 広告原稿未添付の場合はその内容 (内容)
3. 広告の掲載希望期間	年 月から 年 月まで (計 ヶ月)
4. 広告原稿の提出方法	<input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> E-mail送信
5. 添付書類	<input type="checkbox"/> 会社概要等、業務内容がわかるもの ※その他、有料広告掲載取扱要領に掲げるもの
6. 特記事項	
7. 同意事項	申し込みにあたっては、佐倉市社会福祉協議会 有料広告掲載事業実施規程及び佐倉市社会福祉協 議会ホームページ有料広告掲載取扱要領の内容を 遵守の上、申し込みます。

様式第 2 号

ホームページ有料広告掲載（中止・変更）届

年 月 日

社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会長  
会 長

宛

(申込者)

所在地（住所）

名 称（氏名）

㊞

代表者職氏名

電話番号

( )

佐倉市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載について、次のとおり（中止・変更）がありましたので、佐倉市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載取扱要領第 10 条の規定により届け出ます。

変更日	年 月 日
項 目	<input type="checkbox"/> 広告掲載の中止又は辞退 <input type="checkbox"/> バナー広告の内容変更 <input type="checkbox"/> リンク先ホームページURLの変更 <input type="checkbox"/> リンク先ホームページの傷害 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※提出書類の変更については、変更後の書類を添付すること
変更前	
変更後	
変更理由	